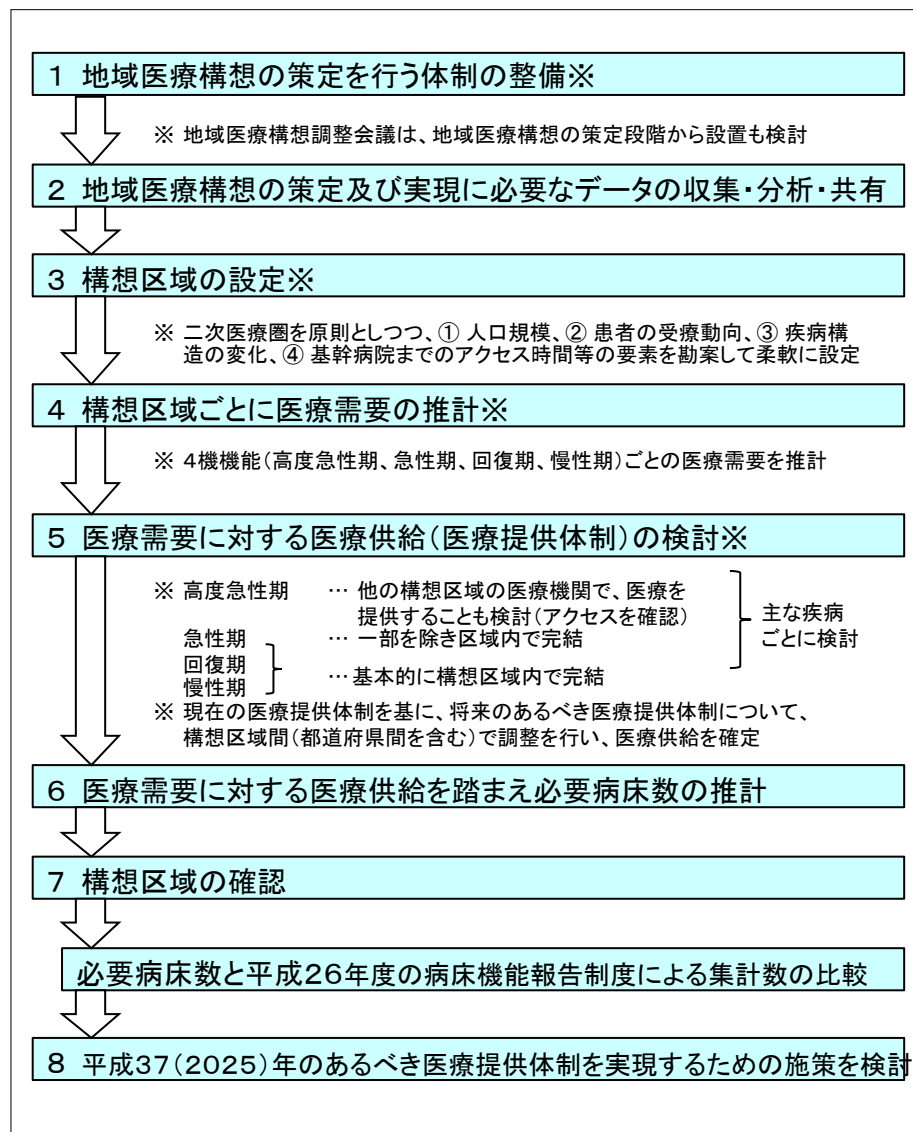


## 地域医療構想について（「地域医療構想策定ガイドライン」の概要） その1

### 1 策定プロセス

（地域医療構想策定ガイドライン」6ページより）



### 2 地域医療構想に策定する内容

- ① 構想区域ごとの医療需要
  - ・ 厚生労働省が示す基礎データ(入院受療率等)や将来推計人口を基に、医療機能ごと(高度急性期、急性期、回復期、慢性期及び在宅医療)に医療需要を推計する。

※ 構想区域は二次医療圏を原則としつつ、将来(2025年)における人口規模、患者の受療動向(流出流入)、疾病構造の変化、基幹病院までのアクセス時間の変化等の要素を勘案して定める。
- ② 構想区域ごとの医療提供体制
  - ・ 構想区域の将来の医療提供体制を踏まえた上で、医療需要に対する供給数(構想区域内の医療機関が入院医療を行う患者数)の増減を見込む。
- ③ 医療需要に対する医療供給を踏まえた病床の必要量(必要病床数)
  - ・ 医療需要に対する供給数を病床稼働率(高度急性期75%、急性期78%、回復期90%、慢性期は92%)で除した数を、各構想区域における平成37年(2025年)の病床の必要量(必要病床数)とする。
- ④ 将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策
  - ・ 構想区域ごとに病床の機能区分ごとの必要病床数と平成26年度の病床機能報告制度による病床の機能区分ごとの集計数とを比較し、病床の機能の分化及び連携における地域の課題を分析する。
  - ・ 構想区域ごとに抽出された課題に対する施策を検討し、施策の基本となる事項を定める(病床の機能の分化及び連携の推進、在宅医療の充実、医療従事者の確保・養成)。

※ 地域医療構想は医療計画の一部であり、今回、構想を策定し、現在の第六次福島県医療計画に盛り込む。